

平成25年度府中市障害者就労施設等からの物品等優先調達方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、次のとおり調達方針を定める。

1 方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会とする。

2 調達する物品等及びその調達の目標

障害者就労施設等から調達する物品等及びその目標は次のとおりとする（下記に記載のないものであっても、市が調達可能な物品等であれば随時対象とする。）。

- ・ 府中市保健福祉総合センター内外清掃業務 3,033千円
- ・ 府中市保健福祉総合センター内外ワックス清掃業務 768千円
- ・ 救急医療情報キットシール貼付作業 11千円

3 その他物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達については、府中市自立支援協議会の就労に関する分科会において、平成25年度中に、共同受注窓口の設置と併せ、さらなる物品等の調達が可能となるよう具体的協議を行うものとする。

4 調達実績の公表

この方針に基づく本年度に調達を行う物品等の実績は、平成26年5月中に取りまとめ、市のホームページ等を通じて公表するものとする。

5 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、市民生活部福祉事務所とする。